

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 8 年 3 月 4 日

全国健康保険協会徳島支部
支部長 中川 智

1. 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

令和 8 年度全国健康保険協会徳島支部の公用車に係るレギュラーガソリンの購入
予定数量 年間 500 リットル

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

落札事業者が保有する給油所

(5) 見積競争方法

見積金額は予定数量に対する 1 リットル当たりの単価を記載すること。

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札価格とするので、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で資格の有効期間が「令和 05 年度から令和 07 年度まで」であり、資格の種類、等級及び営業品目が「物品の販売(燃料類)」で A、B、C 又は D 等級以上に格付けされ、競争参加地域が「四国」の地域について有効である競争参加資格を有するものであること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 全国健康保険協会徳島支部から半径 3 キロメートル以内に給油所を有していること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒770-8541

徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル 7 階
全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 担当：西田
電話 088-602-0250（自動音声案内後④）

(2) 見積書の提出方法、提出期限及び添付書類

提出方法 郵送または持参による

期 限 令和 8 年 3 月 24 日(火) 15 時(必着)

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

添付書類 ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

②（別紙 1）暴力団等排除の誓約書

4. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会徳島支部宛て提出すること。記載漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (2) 見積書には、本体価格の他、一切の諸経費を含めること。また、消費税額を含まない額を記載すること。
- (3) 提出した見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 最低価格かつ同価格の見積書を提出したものが 2 人以上あるときは、別途電話にて連絡する全国健康保険協会徳島支部長の指定する日に全国健康保険協会徳島支部にて当該見積者にくじを引かせて落札者を決定することとする。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない全国健康保険協会徳島支部職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 決定業者には別途電話にて連絡することとする。
- (6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 手続きにおける交渉の有無 無
- (10) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間の変更または契約不成立があり得ることを了承するものであること。
- (11) 詳細は仕様書による。

以上公告する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。